

埼玉県高等学校体育連盟体操部規約

昭和57年4月17日改定

第1章 名称および事務所

第1条 本専門部は、埼玉県高等学校体育連盟体操専門部とする。

第2条 本専門部は、事務所を委員長所定の場所におく。

第2章 目的および事業

第3条 本専門部は、埼玉県体操協会と連携し、県内各高等学校における体操競技の健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 本専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 県内高等学校体操部の管理運営に関すること。
2. 関係諸団体との密接な連絡に関すること。
3. 県内各高等学校体操部相互の連絡調整に関すること。
4. その他目的に必要な事項。

第3章 組織

第5条 本専門部は、埼玉県高等学校体育連盟専門部規程に基づき、県内各高等学校の体操競技部および新体操部を加盟者として組織する。

第4章 役員

第6条 本専門部に次の役員をおく。

部長 1名 委員長 1名 副委員長 4名(東西南北)
常任委員 若干名 顧問 若干名

第7条 部長は、校長より委員会で選出し、会長が委嘱する。部長は専門部を代表して会務を統括する。

第8条 委員長は、委員会で選出し、会長が委嘱する。委員長は、会務を処理する。

第9条 副委員長は、各地区委員会で選出し、会長が委嘱する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。また、地区においては、委員長の職務を代理することができる。

第10条 常任委員は、委員の互選により選出し、専門部の計画運営にあたる。

第11条 委員は、加盟団体の顧問教員代表1名とする。ただし、県内高等学校勤務者のうち体操関係者を委員とすることができる。

委員は、本専門部の重要事項を審議する。

第12条 役員任期は2カ年とする。ただし、重任をさまたげない。

補欠役員任期は前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

役員に任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 技術専門部組織

第13条 本専門部は、専門的技術、意見の執行のため、次の各役員組織を設ける。

1. 体操競技部
2. 新体操部

第14条 各部の部会は、男子部長・女子部長各1名、男子副部長・女子副部長各1名、男子部員・女子部員各若干名をもって構成し、必要に応じて本専門部部長が招集して委員長が議長となる。

第15条 各部会は、技術的専門事項の研究を行う。

各部会は、必要に応じて、それぞれ男子部会、女子部会に分かれることができる。

第16条 各部構成員の任期は、第4章役員と同一任期とする。

第6章 会議および機関

第17条 委員総会は、年1回以上開催する。

委員総会は、本専門部の最高決議機関であり、予算決議の承認、役員任免その他重要な事項の審議を行う。

第18条 委員総会は、定数の2分の1の出席で成立する。出席できないときは、委員は同一加盟団

体の者に代行させるか、他の委員に委任することができる。

第19条 常任委員会は、部長・委員長・副委員長・常任委員をもって構成し、必要に応じて随時開催することができる。

第20条 常任委員会は、委員会から委任された事項の処理、緊急事項の処理、その他日常業務の執行にあたる。

第21条 会議の表決は、出席者の過半数の議決で決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第7章 会 計

第22条 本専門部の経費は、次にかかげるもので支弁する。

1. 本会よりの専門部運営費
2. その他の収入

第23条 本専門部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第24条 本専門部の予算および決算は、委員会の承認を経なければならない。

第8章 附 則

第25条 本規約の実施上必要な細則は別に定める。

第26条 本規約の変更は、委員会の決議による。

第27条 本規約は、昭和57年4月1日より施行する。

細 則

第1条 規約第4章役員については、次のとおりとする。

第10条に示す常任委員会および第13条、第14条に示す各部会や常任委員会より委託される代表委員会は、顧問の他は別に定める定数による。

第2条 全国高等学校体育連盟体操部および関東高等学校体育連盟体操部へ派遣する役員は次のとおりとする。

1. 委員は専門部の委員とする。
2. 技術専門部部員は、本専門部の技術専門部部長とする。

第3条 規約第6章第17条に示す委員会は、毎年度4月定例として開催することを原則とする。

会 議 定 数 表

		常 任 委員会	代 表 委員会	体 操 競 技 部 会			新 体 操 部 会			
				男 子	女 子	合 同	男 子	女 子	合 同	
部 長		(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
委 員 長		1	1	1	1	1	1	1	1	
副 委 員 長		4	4	4	4	4	4	4	4	
体 操 競 技 部	部 長	1	1	1		1				
		副部長	1		1		1			
		部 員	5		5		5			
	部 長	1	1		1	1				
		副部長	1			1	1			
		部 員	3			3	3			
新 体 操 部	男 子	部 長	1	1				1	1	
		副部長	1					1	1	
		部 員	0					2	2	
	女 子	部 長	1	1					1	1
		副部長	1						1	1
		部 員	4						2	2
総 務 部	部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	
	副部長	1	1	1	1	1	1	1	1	
	部 員	5	1						1	
合 計		32	12	14	12	20	11	11	16	